

4 - 2 - 6 コンクリート舗装工（抜粋）

6．受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規程に従わなければならない。

（6）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンプレーヤ等で均一に散布しなければならない。